最終更新日：2020年3月31日
キヤノン電子株式会社
代表取締役社長　酒巻 久
問合せ先：03-6910-4111
証券コード：7739
http://www.canon-elec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させていくためには、役員および従業員の高い倫理意識を基に、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた内部統制機能の強化が極めて重要であると認識しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制については、下記［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］［原則3-1　情報開示の充実］(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、以下を除き、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。
・議決権の電子行使について（原則１－２-４）は、現在、機関投資家や海外投資家の持株比率が約12%程度と低いため、また、コスト等を勘案し、電子行使は行っておりません。今後の検討課題といたします。
なお、招集通知の英訳については、平成29年3月に開催した株主総会の招集通知より実施しております。

・［補足原則4-11-1　取締役会全体としての多様性、知識・経験等のバランス］
［原則3-1　情報開示の充実］（ⅱ）「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」及び［原則3-1　情報開示の充実］（ⅳ）「経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続」に記載のとおりです。
当社は、取締役について、性別、国籍、年齢等、個人の属性にかかわらず、その職務を公正且つ的確に遂行することができると認められる者をもって充てることとしております。現在のところ、1名の外国籍の者や国際的な業務の経験が豊かな者を当社取締役に選任しておりますが、適任と考える女性の候補者がいないため、取締役には女性が含まれておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則1-4　政策保有株式］
1. 政策保有に関する方針
当社の中長期的成長のためには、開発・生産・販売の各体制の不断の進化が不可欠であり、これらを全てキヤノン電子グループ自らの経営資源で実現することは困難です。
当社は、これら体制の強化を有益と判断するときは、キヤノン電子グループ外の企業との連携の一環として、当該企業の株式を保有することがあります。

2. 政策保有の合理性の検証
当社では現在、政策保有株式を保有しておりませんが、今後政策保有株式を取得した場合には、個別の政策保有株式につきその保有の意義、投資先企業の業績などを毎年定期的に評価したうえ取締役会に報告し、保有の合理性を検証してます。

3. 政策保有株式の議決権行使に関する方針
当社は、投資先企業の経営方針、事業戦略等を尊重しつつ、株主全体の利益につながるか否かを基準として議案の賛否を判断のうえ、政策保有株式に係る議決権を行使いたします。

［原則1-7　関連当事者間の取引］
1．当社と取締役との取引および取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会に当該取引の重要事実を開示して承認を受けるとともに、取引後、取締役会に報告いたします。

2．主要株主であるキヤノン株式会社とは、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえ決定するなど、当社の利益が損なわれることの無いよう適切・公正に取引を実施しています。

［原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮］
当社は、キヤノン電子企業年金基金を設立しております。同基金は、理事長及び常務理事・運用執行理事を財務・会計に精通した者をもって充てることとしており、厚生労働省のガイドラインに基づき制定した「運用基本方針」のもと、中長期的な運用成果の追求の観点から最適と考える資産構成割合を策定し、これに見合う運用商品、委託先運用機関等を選定しています。資産構成割合の策定、運用機関等の選定にあたっては、理事長、常務理事・運用執行理事及び資産運用や年金制度に精通した経験者から成る「資産運用委員会」の慎重な審議を経ております。
また、四半期毎の「定例運用報告会」を通じ、各委託先運用機関のスチュワードシップ活動を含めた運用状況について、計画的なモニタリングを実施しており、これらにより、企業年金の受益者と当社との利益相反を回避する点にも配慮しつつ、従業員の安定的な資産形成や将来にわたって健全な年金基金の運用・管理が実現できる体制を構築しております。
なお、企業年金連合会等のセミナーへの参加等を通じて運用に関わる人材の専門性向上にも取り組んでいます。

［原則3-1　情報開示の充実］
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

1．企業理念

真のグローバル企業には、顧客、地域社会に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよい関係をつくり、社会的な責任を全うすることが求められます。当社は、『共生』という企業理念の下、優れた製品とサービスを提供することなどを通じて社会の発展に貢献し、企業の社会的責任を全うしてまいります。

2. 経営戦略・経営計画
社会的責任を全うするには、企業の競争力を強化するとともに健全な財務体質を維持しなければなりません。当社は、中長期経営計画を策定し、競争力の強化と健全な財務体質の確立・維持を進めております。

3. 資本政策
当社は、中長期的な成長に必要な投資を安定的且つ継続的に実施するため、株主資本の充実を重視しております。
また、中期的な利益見通しに加え、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案し、安定的且つ積極的な配当による株主還元に取り組むとともに、適宜自己株式の取得を行います。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針
当社は、コンポーネント、電子情報機器、セキュリティソフトウエアなどの複数の事業領域において事業を展開しており、今後、新たな事業領域にも積極的に展開していきたいと考えております。各事業領域ごとに迅速な意思決定を行いつつ、キヤノン電子グループ全体またはいくつかの事業領域にまたがる重要な意思決定を全社視点で行い、他方、意思決定および執行の適正を確保するには、下記のコーポレート・ガバナンス体制が有効であると判断しております。

取締役会
　全社的事業戦略または執行を統括する代表取締役社長と、代表取締役社長の指揮・監督の下、各事業領域または本社機能を分担して執行している業務執行取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、2名以上且つ十分な数の独立社外取締役を加えた体制とします。取締役会は、法令に従い、重要な意思決定と執行状況の監督を行います。
　それ以外の意思決定と執行については、代表取締役社長の指揮・監督の下、各業務執行取締役が各事業領域または機能の責任者としてそれぞれ意思決定と執行を担います。現在、取締役総数は12名（独立社外取締役3名）です。

監査役会
　取締役会から独立した独任制の執行監査機関として、当社の事業または経営体制に精通した常勤監査役および監査役と、法律、財務・会計などの専門分野に精通した独立社外監査役を置きます。これら監査役から構成される監査役会は、当社の会計監査人および内部監査部門と連携して職務の執行状況や会社財産の状況などを監査し、経営の健全性を確保します。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定にあたっての方針と手続
1. 方針
代表取締役社長・業務執行取締役の報酬は、その役割に応じた職務執行の対価として毎月固定額を支給する「基本報酬」と、各事業年度の業績に連動した「賞与」、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした「譲渡制限付株式報酬」によって構成されます。
なお、社外取締役については、毎月固定額を支給する「基本報酬」のみとし、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」の支給はありません。

2. 手続
当社は、代表取締役社長、独立社外取締役2名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。当該委員会は、基本報酬・賞与・譲渡制限付株式報酬の算定基準を含む報酬制度について検証し取締役会に答申を行い、取締役会で審議・決定されます。
個別の報酬額は、「指名・報酬委員会」の審議を経た報酬制度に基づき、取締役会決議により決定されます。
なお、取締役の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の総額は、株主総会により承認された報酬総額及び普通株式の総数（上限）の枠内となります。取締役の賞与につきましては、定時株主総会において賞与支給議案が承認されたときに、支給が確定いたします。

(iv) 経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続
1. 方針
取締役・監査役の候補者は、性別、国籍、年齢等、個人の属性にかかわらず、その職務を公正且つ的確に遂行することができると認められる者であって、次の要件を満たす者から選出することを原則とします。

代表取締役社長・業務執行取締役（以下、「経営陣幹部」）
当社の経営理念、行動規範を真に理解しているとともに、当社の事業・業務に広く精通し、複数の事業や機能を俯瞰した実効的な判断ができること。代表取締役については、これらに加えて、特に経営に関する豊富な知見と能力を有し、明確なビジョンと強い責任感をもって当社グループを導いていくことができると認められる者であること。

独立社外取締役
取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすほか、企業経営、リスク管理、法律、経済などの分野で高い識見および豊富な経験を有すること。

監査役
当社の事業もしくは経営体制に精通し、または法律、財務・会計、内部統制などの専門分野で高い識見および豊富な経験を有すること。社外監査役については、取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすこと。

2.選任・指名手続
当社は、代表取締役社長、独立社外取締役2名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。
取締役・監査役の候補者の指名及び選任（代表取締役の後継者及びその候補者を含む）については、所定の要件を満たすと認められる者の中から代表取締役社長が候補を推薦し、その推薦の適正・妥当性を当該委員会において確認のうえ、取締役会に議案として提出、審議しております。
なお、監査役候補者については、取締役会の審議に先立ち、監査役会において審議し、その同意を得るものとします。

3.経営陣幹部の解任手続
経営陣幹部につき違法、不正または背任行為が認められる場合、その役割を果たしていないと認められる場合その他経営陣幹部の任に相応しくないと認められる場合には、取締役・監査役は、いつでも「指名・報酬委員会」に対して当該経営陣幹部の解任の要否を討議するよう求めることができます。

「指名・報酬委員会」での討議の結果は、その内容のいかんにかかわらず取締役会に答申され、取締役会において解任の要否が審議されます。審議の対象となる当該経営陣幹部は、審議に加わることができません。

(v) 個々の選解任、指名についての説明
当社は、株主総会の招集通知参考書類等に記載する方法により、取締役及び監査役の候補者の選任理由（特に必要と認められる場合には解任又は不選任理由を含む）を説明いたします。

【補充原則4-1-1経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】
【原則3-1．情報開示の充実】(ⅱ)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおり、取締役会は、法令・定款で求められる事項（例：一定額以上の資産の取得・処分）のほか、キヤノン電子グループ全体またはいくつかの事業領域にまたがる重要事項につき意思決定を行うとともに、執行状況の監督を担います。取締役会に付議すべき事項の詳細は、取締役会規則に定められております。
それ以外の意思決定と執行については、取締役会が定める分掌および職務権限に関する規程に基づき、代表取締役社長がこれを行うほか、代表取締役社長の指揮・監督の下、業務執行取締役が各事業領域または本社機能の責任者としてそれぞれ意思決定と執行を担います。

【原則4-8独立社外取締役の有効な活用】
【原則3-1．情報開示の充実】(ⅱ)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおり、取締役会は、全社的事業戦略または執行を統括する代表取締役社長と、代表取締役社長の指揮・監督の下、各事業領域または本社機能の職務を分担して執行している業務執行取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、2名以上且つ十分な数の独立社外取締役を加えた体制とします。現在、取締役総数は12名（独立社外取締役3名）です。

【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準】
当社は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード（原則４－９）および独立性基準を踏まえ、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の決議をもって「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

「独立社外役員の独立性判断基準」
当社は、社外取締役・社外監査役の要件および金融商品取引所の独立性基準を満たし、且つ、次の各号のいずれにも該当しない者をもって、「独立社外役員」（当社経営陣から独立し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者）と判断する。

1. 当社グループ（当社およびその子会社をいう。以下同じ。）を主要な取引先とする者もしくは当社グループの主要な取引先またはそれらの業務執行者
2. 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
3. 当社の大株主またはその業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。）
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士（当社の直前３事業年度のいずれかにおいてそうであった者を含む。）
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 各号に該当する者のうち、会社の取締役、執行役、執行役員、専門アドバイザリーファームのパートナー等、重要な地位にあるものの近親者（配偶者および二親等以内の親族）

【補充原則4-11-2取締役・監査役の兼任状況】
当社では、取締役または監査役の選任議案がある株主総会の招集通知参考書類において、その候補者の選任理由とともに、重要な兼職の状況を開示しております。
また、年1回、全取締役・監査役の兼務状況を確認のうえ、開示いたします。
なお、2019年12月31日時点の兼務状況（他の上場会社の役員を含む）は次のとおりです。

【取締役】
酒巻　久
・株式会社富士通ゼネラル社外取締役
・株式会社ヤオコー社外取締役

豊田正和
・日産自動車株式会社社外取締役
・日東電工株式会社社外監査役

内海勝彦
・リリカラ株式会社社外取締役

【監査役】
岩村修二
・林兼産業株式会社社外取締役
・株式会社リケン社外監査役

中田清穂
・株式会社アドバネクス社外監査役

【補充原則4-11-3取締役会の実効性についての分析・評価】
当社では、取締役会の実効性について、各取締役および各監査役が評価を行い、これを取締役会に報告のうえ、取締役会において分析・評価を行いました。
その結果、取締役会の実効性は概ね確保されていることが確認されましたが、取締役および監査役に対する情報提供のあり方や社外取締役・社外監査役の連携、取締役・監査役へのトレーニングの充実等、更なる実効性向上に向けた意見も示されたことから、これらを今後の課題として捉え、今後の取締役会の運営に活かしてまいります。

【補充原則4-14-2取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、取締役および監査役に対し、就任時、その役割、職責についての理解の徹底および職務を適切に果たすために必要または有用な知識の確保を目的として、研修を実施しております。また、就任後も、会社の費用負担にて社内外の研修を受講できる仕組みとしております。
更に、社外取締役や社外監査役が当社の業務に精通できるよう、適宜、事業部門の責任者等との会合、事業所の視察などの機会を設けております。

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】
1. 方針
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会、主要機関投資家に対する経営方針説明、決算説明等により、株主との間で建設的な対話を行います。

2. 対話を促進する体制
イ) 経理(IR)部門、広報部門および法務部門が連携して対話促進を担当し、経理担当取締役がこれを統括いたします。

ロ) アナリスト、機関投資家に対し、適宜説明を実施しております。個人投資家に対しては、当社公式サイトに専用ページを設け、経営方針、決算、財務データなどを分かりやすく掲載いたします。また、適宜面談の機会を設け、国内外のアナリスト・機関投資家との対話に努めております。詳細は、別途本報告書III 2.「IRに関する活動状況」に記載のとおりです。

ハ) 株主との対話により得られた意見または要望については、重要なものについては経理担当取締役が代表取締役社長または取締役会に報告いたします。

3. インサイダー情報の管理
「インサイダー取引防止規程」において未公表の重要事実の管理を徹底するとともに公表プロセスを定め、株主との対話に際して当社の未公表の重要情報が不用意に提供されることがないよう徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
キヤノン株式会社	22,500,600	53.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,109,800	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	781,500	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	535,600	1.26
GOVERNMENT OF NORWAY	467,024	1.10
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABAERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSET	432,000	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	423,200	1.00
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	421,900	0.99
第一生命保険株式会社	414,000	0.98
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042	335,110	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	キヤノン株式会社 (上場:東京、名古屋、札幌、福岡、海外) (コード) 7751

補足説明 更新

大株主の状況は2019年12月31日現在の状況です。なお、同日現在で大株主の状況の記載の他に当社が保有する自己株式1,372,440株(保有割合3.25%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社であるキヤノン株式会社であります。この支配株主からは一定の独立性が確保されていると認識しており、取引の条件の決定等が支配株主との間で恣意的に行われていることはありません。支配株主との取引のみならず、すべての取引について、当社の独立性と利益が損なわれることのないように適切・公平に行うことにより、すべての株主の利益を保護しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、キヤノン株式会社を親会社とするキヤノングループに属しており、経営ビジョン及びブランドを共有しております。同社は2019年12月31日現在、当社の総株主の議決権55%を所有しております。事業運営においては、株主総会に付議すべき事項を除いて、親会社の関与は限定的であり、経営判断、執行においては、自主独創が尊重されております。なお、2019年12月31日現在、当社の上場子会社はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
豊田　正和	その他											○
内海　勝彦	他の会社の出身者											○
戸苅　利和	その他								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊田　正和	○	―――	豊田正和氏は、経済産業審議官や内閣官房参与などの要職を歴任しており、経済、国際貿易分野での豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。
内海　勝彦	○	―――	内海勝彦氏は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。

戸苅　利和	○	―――	戸苅利和氏は、厚生労働審議官や厚生労働省事務次官などの要職を歴任しており、雇用・労働行政分野での豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、代表取締役社長、独立社外取締役2名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。詳細につきましては、I1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3－1情報開示の充実】の（iii）「経営陣幹部・取締役の報酬決定にあたっての方針と手続」、及び（iv）「経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、更に必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩村　修二	弁護士													○
中田　清穂	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩村　修二	○	―――	岩村修二氏は、仙台・名古屋高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外監査役として選任しております。
中田　清穂	○	―――	中田清穂氏は、会社経営の経験に加え、公認会計士として長年にわたり、企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

賞与について、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。また、取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが、平成31年3月27日開催の第80期定時株主総会において決議されました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

第81期（2019年12月期）の有価証券報告書で開示しております。

報酬の額又はその算定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、I1.「基本的な考え方」〔コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示〕〔原則3-1 情報開示の充実〕(iii)「経営陣幹部・取締役の報酬決定にあたっての方針と手続」に記載のとおりです。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役には、取締役会の会議招集や上程議案について担当部門から事前に連絡を行います。
社外監査役に対しての会議招集や情報伝達は、常勤監査役を通じて適宜行われております。また、会計監査人からの監査に関する説明や報告の際には、社外監査役も全て出席することになっておりますが、出席ができない場合にも、出席した監査役からの報告などにより状況を把握できるようにしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会、監査役会に加え、リスクマネジメント委員会の設置、監理室による内部監査制度等により、コーポレートガバナンスを構築しております。
当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役12名で構成され、実効性、効率性のある経営の意思決定を目指しております。重要案件につきましては、取締役および事業部長が参加する経営会議で決定する仕組みとなっております。更に、経営テーマごとに各種委員会を設置し、スピィーディで実効性のある意思決定を目指すと同時に、コンプライアンス・倫理等についての相互牽制機能も果たしております。
このような体制とした狙いについては、I1.「基本的な考え方」〔コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示〕〔原則3-1　情報開示の充実〕(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおりです。
社外監査役2名を含む4名の監査役は、監査の方針および業務の分担等に従い、重要な決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。監査役および監査役会は会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。また、監査役は、内部監査部門である監理室と、必要に応じて情報交換や内部監査結果の報告を受けるなど連携を取っております。
なお、社外取締役の豊田正和氏、内海勝彦氏の2名及び社外監査役の岩村修二氏、中田清穂氏の2名は平成27年3月3日付で、社外取締役の戸苅利和氏は平成30年3月5日付けで、独立役員としての届出をしております。独立役員に届け出た5名につきましては、当社との間に特段の人的・経済的な関係はありません。

外部監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。当社の第81期（2019年12月期）の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は以下の通りです。
指定有限責任社員　業務執行社員　志村さやか（新日本有限責任監査法人）
指定有限責任社員　業務執行社員　香山　良　（新日本有限責任監査法人）
（注1）継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
（注2）同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他15名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

I1.「基本的な考え方」〔コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示〕およびII2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては、開催日の23日前に招集通知を発送いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	平成29年3月開催の株主総会招集通知より英訳を作成いたしました。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、有価証券報告書、決算短信及びその他開示情報を適宜開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、経理部が担当しております。担当役員は専務取締役、事務連絡責任者は経理部部長となっております。	
その他	四半期毎を原則にアナリスト・機関投資家に対して個別に決算説明を行っており、経理部部長が、決算の状況及び今後の見通しについて説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理に「共生」を掲げており、顧客・地域社会・株主に対してはもちろん、国や地 域、地球や自然に対してもよりよい関係をつくり、社会的責任を果たすことを目指しております。 この理念は「キヤノングループ行動規範」に盛り込まれており、当社役員および従業員は、この 規範に沿って業務を遂行しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境問題に対し、様々な取り組みを行っております。活動の詳細については、平成16年12月期 から報告書を公開しており、平成19年12月期以降はＣＳＲ報告書として、当社ホームページ上 で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示については、「公開情報管理規程」を制定し、投資家に対する公平かつ適切な情報開 示体制を整備しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況>
当社は、会社法に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を取締役会で決議しており、かかる方針の下、内部統制システムの整備を推進しております。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針」

当社ならびにその子会社からなるキヤノン電子グループは、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、普遍の行動指針である「三自の精神（自覚・自発・自治）」および「キヤノングループ行動規範」に基づき遵法意識の醸成に努めるとともに、当社代表取締役社長および各部門の責任者ならびに各子会社の執行責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、キヤノン電子グループ全体の「経営の透明性」を確保する。

1．コンプライアンス体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
（1）取締役会は、キヤノン電子グループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役社長および業務執行取締役等（以下「取締役等」）の業務の執行状況につき報告を受ける。
（2）取締役等及び従業員が業務の遂行にあたり守るべき基準として「キヤノングループ行動規範」を用い、高い倫理観と遵法精神を備える自律した強い個人を育成すべく、コンプライアンス推進活動を実施する。
（3）リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備する。
（4）内部監査部門は、取締役等および従業員の業務の執行状況を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。
（5）従業員は、キヤノン電子グループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含むいずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。また、当社の方針として、内部通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を宣言する。

2．リスクマネジメント体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
（1）リスクマネジメントに関する基本方針に基づき、リスクマネジメント委員会を設ける。同委員会は、キヤノン電子グループが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握（法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等）を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案するとともに、取締役会の承認を得た活動計画に従って当該体制の整備・運用状況を評価し、取締役会に報告する。
（2）取締役会付議に至らない案件であっても、重要なものについては経営会議および各種経営専門委員会において慎重に審議する。

3．効率的な職務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
（1）取締役等は、代表取締役社長の指揮監督の下、分担して職務を執行する。
（2）代表取締役社長は、「中期経営計画」を策定し、キヤノン電子グループ一体となった経営を行う。

4．グループ管理体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
当社取締役会が定めるグループ会社に関する管理基本方針に基づき、グループ会社の重要な意思決定について、以下のとおり、当社からの承認および当社に対し報告を要する事項を定め、キヤノン電子グループの内部統制システムを整備する。
a）重要な意思決定について、当社の事前承認を得ることまたは当社に対し報告を行うこと。
b）リスクマネジメントに関する基本方針に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。
c）設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。
d）「キヤノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備すること。
e）内部通報制度を設けるとともに、会社の方針として、内部通報者に対する不利益の禁止を宣言すること。

5．情報の保存および管理体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
取締役会議事録および取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役、監査役および内部監査部門は、いつでもこれらを閲覧できることとする。

6．監査役監査体制（会社法施行規則第100条第3項）
（1）監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役を補助すべき従業員を指名する。この従業員は、所属部門の業務と 兼務とするが、補助すべき監査役の職務に関連して取締役の指揮命令を受けず、この従業員の人事異動には、事前の監査役会の同意を要する。
（2）監査役は、取締役会のみならず、経営会議、リスクマネジメント委員会等の社内の必要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。
（3）人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。
（4）監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。
（5）監査役は、キヤノン電子グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、キヤノン電子グループ各社の巡回監査を行い、子会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。
（6）会社の方針として、監査役に報告または通報した者に対する不利益な取り扱いの禁止を宣言する。
（7）監査役会は、当社およびキヤノン電子グループ各社に対する年間の監査計画とともに予算を立案し、当社は、必要となる予算を確保する。臨時の監査等により予算外の支出を要するときは、その費用の償還に応じる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本方針
当社は、当社及び当社グループ各社が市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力

との関係を遮断することを基本方針としております。

2．整備状況

⑴ 取締役会決議をもって、当社就業規則において趣旨の規定を定め、従業員に対してその徹底を図っています。

⑵ 人事総務部門を反社会的勢力対応のグループ統括部署とし、反社会的勢力およびその対応に関する情報提供を共有し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めています。

⑶ 警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築しています。

⑷ 賛助金の支払いについては、法律上、企業倫理上の観点から問題のないことをチェックするため、事前にこれを審査しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレートガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。

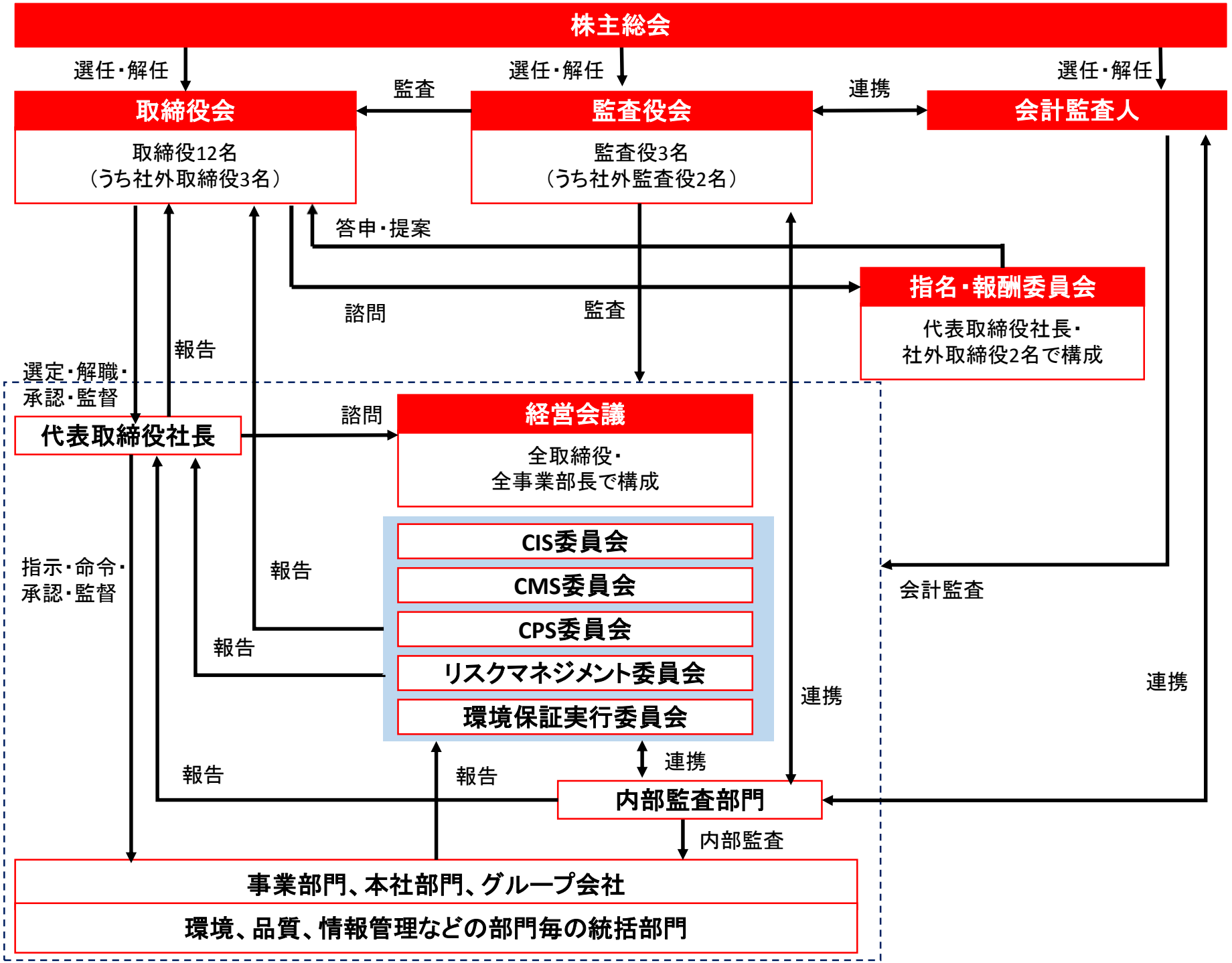
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査
連携
取締役会
取締役12名
（うち社外取締役3名）
監査役会
監査役3名
（うち社外監査役2名）
会計監査人
答申・提案
諮問
監査
指名・報酬委員会
代表取締役社長・
社外取締役2名で構成
報告
選定・解職・
承認・監督
諮問
代表取締役社長
経営会議
全取締役・
全事業部長で構成
CIS委員会
CMS委員会
CPS委員会
リスクマネジメント委員会
環境保証実行委員会
指示・命令・
承認・監督
報告
報告
報告
報告
連携
連携
連携
会計監査
内部監査部門
内部監査
事業部門、本社部門、グループ会社
環境、品質、情報管理などの部門毎の統括部門